様式第４の２（第19条の９第２項及び第19条の11第５項関係）

第　　号

認　　定　　証
（鳥獣捕獲等事業の認定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の２第18条の７第１項の認定をする。
よってこの証を交付する。

年　　月　　日

都道府県知事　　印

有効期間　　年　　月　　日まで

法人	名　　称	
	住　　所	〒 電話番号
	代表者の氏名	
事業管理責任者の氏名		
事業の内容	捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	
	夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨	

注意事項
１　この認定証は、認定鳥獣捕獲等事業者として事業を受託する場合に、必要に応じて提示しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
２　この認定証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

備　　考
１　「事業の内容」のうち、「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」の組み合わせが複数ある場合は、全て記載すること。方法については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第２条に定める銃器、網又はわなを使用する４つの猟法（銃器（装薬銃）、銃器（空気銃）、網、わな）から該当する猟法を記載するものとする。
　なお、施行規則第19条の８第１項第５号ただし書の事業については「銃器（装薬銃）※２名以上」と記載するものとする。
２　「事業の内容」のうち、「夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨」の欄には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の５第１項第２号の基準に適合する場合に限って、「適合」と記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第４の２（第19条の９第２項関係）

第　　号

認　　定　　証
（鳥獣捕獲等事業の認定）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の２の認定をする。
よってこの証を交付する。

年　　月　　日

都道府県知事　　印

有効期間　　年　　月　　日まで

法人	名　　称	
	住　　所	〒 電話番号
	代表者の氏名	
事業管理責任者の氏名		
事業の内容	捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	
	夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨	

注意事項
１　この認定証は、認定鳥獣捕獲等事業者として事業を受託する場合に、必要に応じて提示しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。
２　この認定証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。

備　　考
１　「事業の内容」のうち、「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」の組み合わせが複数ある場合は、全て記載すること。方法については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第二条に定める銃器、網又はわなを使用する４つの猟法（銃器（装薬銃）、銃器（空気銃）、網、わな）から該当する猟法を記載するものとする。
２　「事業の内容」のうち、「夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合する場合はその旨」の欄には、法18条の５第１項第２号の基準に適合する場合に限って、「適合」と記載すること。
３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

附　則

この省令は、平成三十年五月二十九日から施行する。